

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年2月26日

むつ市長 山本知也

1 一般競争入札に付する事項及び貸付物件

(1) 件名

自動販売機設置に係る行政財産の貸付

(2) 貸付物件

物件番号	施設名称	設置場所	貸付面積	台数	屋内 / 屋外	令和3年度		令和4年度		令和5年度の売上金額 (4月から9月までの売上金額)		予定価格	制約等
						売上金額	毎月平均 売上金額	売上金額	毎月平均 売上金額	売上金額	3ヶ月 月平均 売上金額		
庁舎-1	むつ市役所 本庁舎	開放エリア①	2㎡	1台	屋内	662,950円	55,246円	685,020円	57,085円	406,870円	58,495円	315,871円	
庁舎-2	むつ市役所 本庁舎	開放エリア②	2㎡	1台	屋内	1,194,650円	99,554円	1,347,960円	112,330円	730,910円	109,117円	589,234円	災害ベンダー等設置箇所とする
庁舎-3	むつ市役所 本庁舎	正面玄関回廊	2㎡	1台	屋外	450,090円	37,508円	669,930円	55,828円	337,800円	48,594円	262,408円	
庁舎-4	むつ市役所 本庁舎	職員玄関①	2㎡	1台	屋内	1,343,430円	111,953円	1,152,420円	96,035円	644,620円	104,682円	565,285円	
庁舎-5	むつ市役所 本庁舎	職員玄関②	2㎡	1台	屋内	1,105,090円	92,091円	1,041,700円	86,808円	674,730円	94,051円	507,874円	災害ベンダー等設置箇所とする

※1 貸付面積には、転倒防止器具、放熱余地及び使用済み容器の回収ボックスの設置部分を含む。

※2 貸付物件に関する詳細は、別紙1「貸付物件説明書」による。

(3) 貸付期間

貸付物件に係る貸付期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとし、期間の更新はしない。

(4) 入札順

入札は1の(2)貸付物件に掲げる物件番号ごとに実施する。

2 入札参加資格

入札参加資格は、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) むつ市契約規則（平成16年規則第2号）に定める別記入札者心得書（以下「心得書」という。）第1条第1項に該当しない者。

(2) 心得書第1条第2項に該当しないと認められる者。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者。

(4) 法人の場合は、むつ市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。また、個人の場合は、むつ市に住所を有し業を営んでいる者。また、国税並びに地方税を滞納していない者。

- (5) 過去3年以上の間にわたって、国又は地方公共団体の庁舎等に自動販売機を設置し、若しくはむつ市内に管理運営した実績を有している者であること。
- (6) 法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条の掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる団体ではないこと。

参考：地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 略

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- (4) 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

3 参加申請

(1) 参加資格と提出書類

入札に参加しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる書類1部を提出し、2に掲げる入札参加資格（以下「参加資格」という。）を有することについて市長の確認を受けなければならない。なお、期限までに提出しない者及び参加資格がないと認められる者は、入札に参加できない。

	書類の種類	提出が必要な場合	備考
ア	申請書	すべての場合	むつ市本庁舎自動販売機設置事業者募集要項(以下「募集要項」という。)に規定された書類
イ	誓約書	すべての場合	募集要項に規定された書類
ウ	委任状	申請者が特定の代理人に対し契約行為の権限を委任する場合	募集要項に規定された書類

エ	事業者（会社） 概要	すべての場合	任意の書類又は事業の概要が記載されたパンフレット等
オ	自動販売機設置 実績報告書	すべての場合	募集要項に規定された書類
カ	印鑑証明書又は その写し	すべての場合	申請書に押印された実印に係る印鑑 証明書又はその写し
キ	営業証明書及び 身分証明書若し くは登記事項証 明書又はその写 し	申請者が個人の場合	営業証明書及び身分証明書又はその 写し
		申請者が法人の場合	当該法人の登記事項証明書又はその 写し
ク	国税の納税証明 書又はその写し	申請者が個人の場合	所得税並びに消費税及び地方消費税 の未納の税額がないことの証明書又 はその写し
		申請者が法人の場合	法人税並びに消費税及び地方消費税 の未納の税額がないことの証明書又 はその写し
ケ	都道府県税の納 税証明書又はそ の写し	申請者が個人の場合	個人事業税又はその写し
		申請者が法人の場合	法人都道府県民税、法人事業税並び に固定資産税（都税のみ）又はその 写し
コ	市町村税の納税 証明書又はその 写し	むつ市内の事業者の場合	募集要項に規定された書類
		むつ市外の法人の場合	法人市町村民税及び固定資産税又は その写し並びに募集要項に規定され た書類
サ	取扱商品一覧表	すべての場合	募集要項に規定された書類
シ	設置する自動販 売機のカatalog	すべての場合	自動販売機の寸法、環境負荷を低減 する機能、ユニバーサルデザイン等 の機能が確認できるもの
ス	自動販売機の管 理関係等に関す る届出書	すべての場合	募集要項に規定された書類

※1 カからコマまでの証明書類は、申請書を提出する3箇月以内に本店所在地の所管税務署又は官公署が発行したものに限る。

※2 入札に参加しようとしている者が、令和5年度むつ市物品の購入等に関する入札参加資格者として認定され、名簿に登載されている者(以下「有資格者」という。)である場合は、この表の規定に関わらずウ、エ及びカからコマまでに掲げる書類を要しない。

※3 サからスマまでの書類について、複数物件を申し込む場合で番号ごとに内容が異なる場合は、物件番号ごとに提出する。

(2) 提出先

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市財務部 管財・施設経営課 庁舎・車両管理グループ
電話 0175-22-1111 (内線2166・2167)

(3) 受付期間

令和6年2月26日(月)から令和6年3月12日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(4) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 提出方法

上記提出先に直接持参又は郵送すること。郵送の方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとする。FAXによる提出は認めない。

郵送の場合は令和6年3月12日(火)午後5時15分必着。

(6) その他

- ① 3の(1)に掲げる種類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 受付期間終了後における書類の差替え、訂正及び再提出は、原則として認めない。
- ④ 提出された書類について、別途その内容を聴取することがある。

4 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認結果は、令和6年3月14日(木)までに決定し、各申請者に一般競争入札参加資格確認通知書で通知する。

(2) 入札参加資格が認められなかった者は、次に定めるところに従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。この場合、令和6年3月19日(火)までに書面で回答する。

① 提出先

3の(2)に掲げる場所に同じ。

② 提出方法

上記提出先に直接持参、又は郵送すること。FAXによる提出は認めない。

③ 提出期限

令和6年3月15日(金)午後5時15分まで。

郵送の場合は令和6年3月15日(金)午後5時15分必着。

5 入札参加資格の喪失

3の規定により、当該入札参加資格を有するとされた者(以下「参加資格者」という。)が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加することができない。

(1) 参加資格を有しないこととなったとき。

(2) 入札参加申請及びその添付書類に虚偽の事項を規定していることが明らかになったとき。上記の場合において、速やかに当該参加資格者に対し、理由を付して通知する。

6 質問及び回答

この公告及び募集要項等の内容等に関する質問は、次により行うことができる。

- (1) 提出先
3の(2)に掲げる場所に同じ。
- (2) 提出方法
募集要項に規定する質問書を上記提出先に直接持参又はFAXにより提出すること。郵送による提出は認めない。
- (3) 質問期限
令和6年3月15日(金) 午後5時15分まで
- (4) 回答期間
令和6年2月26日(月) から令和6年3月22日(金) まで
- (5) 回答方法
回答は、質問書を受理してから、概ね5日以内を目途に上記提出先において回答書を閲覧に供するとともに、むつ市ホームページに掲載する。
- (6) 連絡先(FAX)
0175-22-1143

7 入札

- (1) 入札書の提出
入札者は、募集要項に規定する入札書に必要事項を記入し、入札者の記名押印をした上で、封かんし、表側に必要事項を記載して、指定郵便局(むつ郵便局)への留め置きによる一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法に提出期限までに提出しなければならない。入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出期限
令和6年3月25日(月) 開札日の前日までにむつ郵便局に到達していること
- (3) 開札日時
令和6年3月26日(火) 午後3時00分(物件ごとに随時)
- (4) 開札場所
青森県むつ市中央一丁目8番1号 むつ市役所本庁舎第4会議室
- (5) その他
 - ① 入札者が1者のみの場合であっても、入札を行う。
 - ② 入札の執行回数は、3回までとし、落札者がいないときは、入札を不調とする。
- (6) 契約条項を示す場所
むつ市ホームページに掲載する。
むつ市ホームページアドレス <http://www.city.mutsu.lg.jp/>

8 入札保証金
免除

9 契約保証金
免除

10 入札の無効
心得書第8条に掲げる入札は無効とする。

11 落札者の決定方法
むつ市が設定する最低価格以上の額で、最高の価格で入札を行った者を落札者とする。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定する。

12 落札台数の制限
入札者が落札できる台数には制限はないものとする。

13 入札又は開札の中止
不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止、又は延期する。入札又は開札の中止による損害は入札者の負担とする。

14 入札の辞退
入札を辞退する場合は、入札執行の完了に至るまでに、次に掲げるところにより入札を辞退することができる。

- (1) 入札執行前であっても、直接持参または郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により募集要項に規定する入札辞退届を3の(2)に掲げる提出先へ提出すること。
- (2) 入札執行中であっても、入札を辞退する旨を明記した募集要項に規定する入札書を、入札を執行する者に直接提出すること。

15 契約の締結
落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結すること。

16 落札者の決定の取消し

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、落札者としての決定を取り消すことができるものとする。
 - ① 落札者又はその代理人が、正当な理由なく契約を締結しないとき。
 - ② 申請者又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
 - ③ 落札者が、契約締結前に入札参加資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - ④ 入札において、談合の事実があったと認められるとき。

⑤ 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方として相応しくないとむつ市が判断したとき。

(2) 16の(1)の規定により落札者としての決定を取り消したときは、速やかに書面によりそのものにその理由を通知するとともに、その者の氏名（法人においては法人名）及びその理由を公表するものとする。

17 公募の応募資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から3年間、本市の行う自動販売機の設置事業者に関する公募の応募資格を失う。

(1) 落札者又は設置事業者として決定を取り消されたとき。

(2) 落札者又は設置事業者に帰する事由により、本市の行政財産貸付契約を解除されたとき。

18 入札結果等の公表

落札者を決定したときは、速やかに落札結果を公表する。

19 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は募集要項を熟読の上、入札に参加すること。

(3) 詳細は、むつ市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱（平成27年2月6日むつ市告示第8号）による（同要綱に定める内容がこの公告と相違する場合には、この公告を優先する。）。

20 この公告に関する問合せ先

むつ市財務部 管財・施設経営課 庁舎・車両管理グループ

電話番号 0175-22-1111（内線2166・2167）